

○国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和 31 年政令第 107 号）（抄）

附 則

1～8 （略）

（二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う市町村交付金の特例）

- 9 令和七年度から令和十二年度までの各年度分の市町村交付金に限り、国又は地方公共団体が地方税法附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に無償で貸し付け、又は使用させている土地で、同項第一号に規定する博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの又は当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するものについては、第一条の五第一号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は国若しくは地方公共団体が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に無償で貸し付け、若しくは使用させている土地で、同項第一号に規定する博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの若しくは当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するもの」として、同条の規定を適用する。

10・11 （略）